

京都市会海外行政調査報告動画制作業務受託候補者選定に係る募集要項

1 委託業務の概要

(1) 名称

京都市会海外行政調査報告動画制作業務

(2) 委託内容

仕様書（別紙1）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年7月31日（金）まで

(4) 契約金額の上限

金800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、業務の提供に当たり発生する全ての費用を含む（追加費用の請求は不可）。

※ 支払いは、業務終了後、受託者の請求に基づき30日以内に行う。

2 参加資格要件

以下の全ての要件を満たす者とします。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

※ 上記(1)に該当しない場合は、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（（様式1）業務受託申込書）を提出する者。

ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 京都市の市税を滞納していないこと。

エ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 本社又は事業所が京都市内にあること。

(3) 参加の申込の日から契約の締結の日までの期間に、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

3 書類の提出

(1) 提出書類

提出書類	内容	提出部数
業務受託申込書 （様式1）	・業務受託申込書の内容を確認し、提出してください。	1部
企画提案書等 （任意様式）	・仕様書に基づく企画提案書、構成案（一体でも可） ・会社概要 ・業務の実施体制及びスケジュール ・過去5年間の同種・類似業務の実績	5部

見積書及び 経費内訳書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額の積算内訳を示す書類を添付してください。 ・見積書のあて先は「京都市長」としてください。 ・住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を記入のうえ、代表者印を押印してください。 	5部（原本1部及び複写4部）
--------------------------	---	----------------

(2) 提出期限

令和8年4月27日（月）午後5時（必着）

※ 提出方法は、郵送（書留郵便に限る）又は持参とします。

※ 持参の場合の受付時間は、午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）とします。

※ 提出後に辞退する場合は上記期限までにその旨を申し出てください。

(3) 提出先

京都市会事務局調査課（担当：小澤、水垣）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3697 メールアドレス：seimuchosa@city.kyoto.lg.jp

(4) その他

ア 必要に応じて電話等で内容を確認する場合があります。

イ 提出書類は受託候補者の選定のためのみに使用し、他の目的には使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

4 質問の受付及び回答について

本件について質問がある場合は、次のとおり受け付けます。ただし、他の応募者に関する質問には応じません。

(1) 質問方法

電子メールで京都市会事務局調査課のメールアドレスに送付してください。

必ず電話で受信確認を行うこと。

(2) 質問の受付期限

令和8年4月17日（金）午後5時まで

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けません。

(3) 回答方法

全ての質問及び回答を京都市会ホームページに掲載します。当該回答は、本要項と一体のものとして効力を有するものとします。

5 受託者の決定等

(1) 受託候補者の決定

京都市会が設置する選考組織において、「京都市会海外行政調査報告動画制作業務受託候補者選定に係る評価基準」（別紙3）により企画提案書等及びプレゼンテーション（下記参照）

に基づいて審査し、全ての参加者について順位を定め、最も優れていた者を受託候補者として選定します。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行います。

<プレゼンテーション実施概要（予定）>

日時：令和8年4月30日（木）

場所：京都市役所本庁舎2階 市会第2応接室

※ 1事業者当たり20分（提案説明15分以内、質疑応答5分程度）とします。

※ 実施日時、会場等の詳細は、別途連絡します。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、5月上旬に、全ての応募者に書面により通知するとともに京都市会ホームページに掲載します。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議のうえ、委託内容を決定し、委託契約を締結します。なお、受託候補者との協議が整わなかった場合は、順位の高かった者の順に新たな受託候補者とし、協議を行います。

6 主なスケジュール（予定）

令和8年4月17日（金）質問受付期限

4月27日（月）企画提案書等の提出期限

4月30日（木）プレゼンテーション実施

5月上旬 受託候補者選定通知

5月中旬 契約手続

※スケジュールは状況により前後する可能性があります。

7 委託契約に関する基本的事項について

(1) 契約金額

受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定します。

(2) 委託内容

仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定します。

(3) 特約事項

企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等に正当な理由がない限り、契約時に増額することは認めません。また、提案内容等を勘定して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意してください。

(4) 再委託

受託者は、発注者の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託

し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはなりません。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しません。

(5) 契約保証金

免除とします。

(6) 進捗管理

市会事務局は、制作の途中段階において、適宜、制作の進捗状況についての評価を行います。その結果、成果物の制作ができないと判断される場合には、制作途中で契約を解除することができます。ただし、活用可能なデータ等があれば、対価を支払い市会事務局が受領する場合があります。

8 その他

- (1) 全ての提出書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出期限以降の企画提案書等の差替え及び再提出には応じることはできません。